

桑名市総合教育会議傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき設置する桑名市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、会議の開催の都度、市長が会議場の収容人員等を勘案して定める。

（傍聴の手続）

第3条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において、住所、氏名を傍聴希望者受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴希望者数が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ポスター、ピラ、拡声器、旗、のぼりその他会議又は傍聴を妨害するおそれがあると認められる器物等を携帯する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が傍聴人として不相当と認めたる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食し、又は喫煙すること。
- (3) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。
- (5) 会議場において撮影し、録音し、又はその他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為を行うこと。

（傍聴人の退場）

第6条 傍聴人は、次に掲げる場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 市長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。

（係員の指示）

第7条 第3条から前条までに規定するもののほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。